

# 西伊豆町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従事者と比べ高額になっているのではないかと指摘や批判があります。当町におきましては、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡を保つため、町民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与水準の適正化に向けた今後の取組方針を策定しました。

## 1. 現 状

### ( 1 ) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	西 伊 豆 町				民 間			参 考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
全 体	28 人	50.0 歳	235,800 円	248,900 円	-	-	-	-
清掃職員	8 人	47.0 歳	251,168 円	280,534 円	廃棄物処理業従業員	43 歳	300,100 円	0.93
学校給食員	10 人	48.6 歳	231,120 円	233,447 円	調理師	42 歳	256,800 円	0.90
運転手	2 人	50.0 歳	271,200 円	298,005 円	自家用常用自動車運転手	53 歳	286,200 円	1.04
その他	8 人	53.5 歳	217,788 円	224,414 円	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

「その他」には、用務員、電話交換手、火夫を含みます。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

( 2 ) 年齢別職員数

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上
全 体						1	3	6	9	4	5	
清掃職員							2	2	3		1	
学校給食員						1		3	4	1	1	
運転手							1				1	
その他								1	2	3	2	

( 3 ) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職員については、行政職給料表（二）の 3 級制を適用しており、この給料表は、国家公務員の行政職俸給表（二）に準じたものとなっています。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手 当 名 称	支 給 要 件	支 給 額
廃棄物処理作業手当	廃棄物収集及び処分作業に従事した場合	日額 400 円
火葬業務手当	火葬業務に従事した場合	1 体に付き 1200 円

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に勤務成績に応じ 4 号給（ 5 5 歳以上にあつては 2 号給）を標準として昇給。

2 . 基本的な考え方

給与面においては、国や県及び近隣町の動向を注視しながらその都度見直しを行うとともに、職員数については退職職員の補充者を抑制するなどしながら、現状分析と課題の抽出を行い、技能労務職員の職務の性格や内容を考えながら適正化に向けた取組を推進していきます。

3 . 具体的な取組方針

平成 1 8 年度 4 月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施しました。今後、国の給料表が改定になった場合は、同様の改定を行います。また、平成 1 8 年度から廃棄物処理作業手当を月額から日額に見直しました。